

# ぎふ労働局 通信 2024 11

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

## 岐阜県 最低賃金

時間額

# 1,001円

令和6年10月1日から適用!

前年比

# 51円UP



フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月1日に施行されます。

「その〆フリーランスのあなた!」  
フリーランスと取引するあなた!



くわしくはこちら



## 育児・介護休業法が改正され、段階的に施行されます

育児・介護休業法が改正され2025年4月から段階的に施行されます。



「共働き・子育て」に向けて雇用保険に出生後休業支援給付等も創設!



中小企業には助成金で育休中の業務代替等を支援します。



事業主のあたりまえ川柳

ひとりでも働く職場に労働保険



守る責任。加入する義務。労働保険

労災保険 + 雇用保険

## 11月は労働保険未手続事業一掃強化期間

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。

事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



## 組織と従業員を守る! カスタマーハラスメント対策

★特別講演

### 「弁護士から見たカスタハラの実態と対策」

岐阜県弁護士会所属 渡辺俊介 弁護士

★企業が行うハラスメント防止対策、改正育児・介護休業法等  
岐阜労働局担当職員

【お申込み】

労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイトからお申し込みください。

お申込みはこちらから



開催日時：11月26日（火）13:30～15:30

場所：長良川国際会議場 4階 大会議室（岐阜市長良福光2695番地2）

申込締切：令和6年11月8日（金）  
定員になり次第、締め切ります。

# 過労死等防止啓発月間

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくするためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。



## 適正なコスト負担を伴わない短納期発注などはやめましょう。



大企業と下請等中小事業者は共存共栄！大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。



## 若手社員の離職を防ぎたい人事ご担当のみなさまへ 若手社員、中堅社員、採用・育成担当者向けセミナーを順次開催 ＜参加費無料 オンライン開催＞

【セミナーの例】

- ・ビジネス文書・メールを上達させてコミュカUP
- ・部下のやる気を高めるチームビルディング
- ・世代間ギャップによるハラスメント
- ・Z世代が求める職場環境や働き方を理解する など

くわしくはこちら



# 岐阜の若者に  
エールを

若者の未来と地域企業を応援  
若年者地域連携事業

岐阜県内の若者の輝く未来のために  
生徒・学生、教員、企業の皆様に向けた就活セミナーや  
企業との交流会、キャリアアップセミナーなど、  
さまざまなイベントを実施しています。

## データで見る「ぎふの労働」-「新はつらつ職場づくり宣言」の登録状況 令和6年9月末現在-

「新はつらつ職場づくり宣言」とは、誰もが働きがいや生きがいを感じ、はつらつと働くことができる職場づくりを目標として、労使で宣言をする制度です。

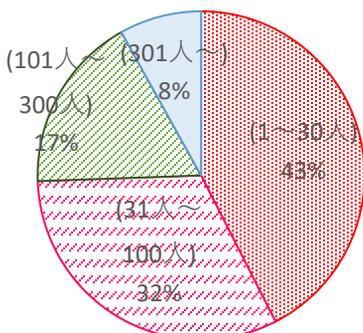


「新はつらつ職場づくり宣言」制度について、くわしくはこちら

＜宣言項目の登録件数＞



＜登録企業の規模＞ 100人以下の事業所の登録が約4分の3を占めます。



「心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり」が最も多く宣言されています。

1 長時間労働の抑制及び過重労働の解消	91.0%
2 年次有給休暇をはじめとする各種休暇の取得促進	82.0%
3 心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり	99.0%
4 若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の活躍推進	55.1%
5 仕事と家庭の両立支援対策	67.2%
6 各種ハラスメントの防止対策	76.9%
7 非正規雇用労働者の待遇改善等による魅力ある職場づくり	20.2%
8 人材育成・キャリア形成のための支援	49.2%
9 その他、はつらつと働くことができる職場づくりに資すること	11.8%